

平成23年11月28日から
平成23年11月28日まで

標 茶 町 議 会
第 5 回 臨 時 会 議 録

於 標茶町役場議場

平成23年標茶町議会第5回臨時会会議録目次

第 1 号（11月28日）

開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定	3
行政報告及び諸般報告	3
議案第56号 特別職の職員の給与に関する条例及び教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	4
議案第57号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	6
議案第58号 へき地保育所職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	19
閉議の宣告	21
閉会の宣告	21

平成23年標茶町議会第5回臨時会会議録

平成23年標茶町議会第5回臨時会会議録

○議事日程（第1号）

平成23年11月28日（月曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 行政報告及び諸般報告
- 第 4 議案第56号 特別職の職員の給与に関する条例及び教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第57号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第58号 へき地保育所職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○出席議員（14名）

- | | |
|------------|-----------|
| 1番 松下哲也君 | 2番 長尾式宮君 |
| 3番 菊地誠道君 | 4番 本多耕平君 |
| 5番 林博君 | 6番 黒沼俊幸君 |
| 7番 後藤勲君 | 8番 舘田賢治君 |
| 9番 鈴木裕美君 | 10番 田中敏文君 |
| 11番 熊谷善行君 | 12番 深見迪君 |
| 13番 川村多美男君 | 14番 平川昌昭君 |

○欠席議員（0名）

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

- | | |
|--------|-------|
| 町 長 | 池田裕二君 |
| 副町長 | 森山豊君 |
| 総務課長 | 玉手美男君 |
| 企画財政課長 | 佐藤弘幸君 |
| 住民課長 | 妹尾昌之君 |

平成23年標茶町議会第5回臨時会会議録

病院事務長	蛭田和雄君
やすらぎ園長	山澤正宏君
教育長	吉原平君
教育管理課長	島田哲男君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	佐藤吉彦君
議事係長	服部重典君

平成23年標茶町議会第5回臨時会会議録

(議長 平川昌昭君議長席に着く。)

◎開会の宣告

○議長(平川昌昭君) ただいまから、平成23年標茶町議会第5回臨時会を開会します。
ただいまの出席議員14名、欠席なしであります。

(午前10時00分開会)

◎開議の宣告

○議長(平川昌昭君) ただちに会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長(平川昌昭君) 日程第1。会議録署名議員の指名を議題といたします。
会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長から
13番・川村君、 1番・松下君、 2番・長尾君
を指名いたします。

◎会期決定

○議長(平川昌昭君) 日程第2。会期決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思います。
これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。
よって、本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

◎行政報告及び諸般報告

○議長(平川昌昭君) 日程第3。行政報告及び諸般報告を議題といたします。
町長から、本臨時会招集理由とあわせ、行政報告を求めます。
町長・池田君。

○町長(池田裕二君)(登壇) 第5回臨時町議会の開催にあたり、その招集理由並びに行政報告について申し述べます。

まず、はじめに本臨時会の招集理由についてでございますが、9月30日に人事院勧告がありましたのでその内容に基づき、所要の処置を講ずるため、「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」、「へき地保育所職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」、及び「特別職の職員の給与に関する条例」及び「教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例」について議決をいただきたく本臨時

平成23年標茶町議会第5回臨時会会議録

会を招集したものであります。

続いて行政報告をいたします。

第3回定例会後から昨日までの一般事務及び行政上の経過につきましては、印刷配付のとおりでありますので、それによりご理解をいただきたいと存じます。

なお、次の一点について補足をいたします。

オータムフェストの参加状況についてであります。

「北海道の食」をテーマとし、道内各地の旬の食材が一堂に会する「札幌オータムフェスト」に本町からも参加いたしましたので、その状況についてご報告申し上げます。

札幌大通8丁目を舞台に開催され、本年は9月22日から26日までの5日間、観光協会、農協、生産者と標茶高校の皆さん、町が連携して臨み、これまでも人気を博しておりました「標茶高校ノンホモ牛乳」・「ワカサギの佃煮」・「ヨーグルト」・「星空の黒牛」などに加え、初出品となる、地場産生乳による「しべちゃ牛乳」のPRを行いました。

オータムフェストの参加は今回で4回目となりますが、多くの来場者の皆さんに、新たに作成しました着ぐるみを活用した「標茶」のまちのPRと本町物産を知っていただくことができ、また、来場者の反応に確かな手ごたえを覚え、今後の可能性を感じたところがあります。

これからも、生産者、事業者、町が連携して様々な機会をとおり本町の魅力と優良な物産等のPRに努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上で、今臨時会にあたっての招集理由並びに行政報告を終わります。

○議長（平川昌昭君） 議長から、諸般報告を行います。

諸般の報告は、印刷配付のとおりであります。

以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。

◎議案第56号

○議長（平川昌昭君） 日程第4。議案第56号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 議案第56号の提案の趣旨並びに内容についてご説明をいたします。

本案につきましては、本年9月30日に人事院勧告が出されたのに伴い、一般職の職員の給与勧告に準じて特別職の給料月額を減額改定を行なうものであり、教育長についても、特別職の支給率に準じて減額するものであります。

改定内容は、現行給料月額を0.23パーセント減額するものであります。また、期末手当につきましては、一般職と同様に民間との格差が少ないことから見送りとされておりますので、ご理解を願います。

以下、内容についてご説明をいたします。

平成23年標茶町議会第5回臨時会会議録

議案第56号。特別職の職員の給与に関する条例及び教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

特別職の職員の給与に関する条例及び教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

次ページへまいります。

特別職の職員の給与に関する条例及び教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例。

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 特別職の職員の給与に関する条例（昭和28年標茶町条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

8 平成23年12月1日から平成26年10月21日までの町長及び副町長の給料月額は、条例第3条の規定にかかわらず、同条の別表中「84万3,000」とあるのは「80万7,500」と、「70万」とあるのは「67万100」とする。

(教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正)

第2条 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（昭和31年標茶町条例第15号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

6 平成23年12月1日から平成26年10月21日までの教育長の給料月額は、条例第2条の規定にかかわらず、「63万2,000」とあるのは「60万5,400」とする。

附則といたしまして、この条例は、平成23年12月1日から施行するといものであります。

以上で、議案第56号の提案趣旨並びに内容説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（平川昌昭君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（平川昌昭君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第56号は、原案可決されました。

◎議案第57号

○議長（平川昌昭君） 日程第5。議案第57号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

総務課長・玉手君。

○総務課長（玉手美男君）（登壇） 議案第57号の提案趣旨並びに内容についてご説明をいたします。

本案につきましては、本年9月30日に人事院勧告が出されましたので、人事院勧告に従い一般職の職員の給与の改定を行うものでございます。

従前、国家公務員給与については、民間準拠の観点から人事院勧告に基づいて改正を行ってきたところでありますが、本年度は国の厳しい財政状況と東日本大震災という未曾有の国難に対処するためとして、既に6月、国会に提案をしております「給与臨時特例法案」が継続審議中でございます。給与平均7.8%減額の「特例法案」の成立を目指すためとして、人事院勧告分については、法案の提出を見送っているところでございます。

本町においては、従前より、人事院勧告制度の下、公務員給与は民間準拠としていることから勧告の内容に基づき「給与改定」を提案するものでございます。

又、昨年は「へき地保育所職員の給与改定」を一般職の給与改定条例に条建てで一括提案をさせていただいておりました。両条例の附則説明中、項、号において、箇条の際の複雑になるそれぞれの抜粋行為がございますので複雑なものを回避するというので、それぞれの議案として今般、提案をさせていただいておりますのでご理解をお願いしたいと思います。

人事院勧告の内容についてご説明をさせていただきます。

月例給の引下げについてであります。

公務員給与が民間を上回る官民給与の較差を解消するため、平均0.23%（平均899円）の引き下げ改定を実施するもので、50歳代を中心に40歳代以上を念頭においた給料表引き下げ改定を行うものであります。

医師の給料表につきましては、今日的情勢から考え引き下げは行なわないとしてございます。

次に、期末、勤勉手当の引き下げについては、現行3.95月支給に対しまして、今般の民間の支給割合との格差0.004月分公務が高いところでございます。格差些少のため、少ないため改定は見送りとなっております。

実施時期につきましては、給料の改定実施月本年12月1日を予定しております。

ただし、本年は引き下げ改定のため、遡及改定は行なわないところですが、民間との均衡を図る必要があることから、年間給与総額でみて、民間との均衡を図られるよう12月

支給の期末手当で、4月から11月までの月例給及び6月手当に係る格差相当分の額を減額調整するものであります。

以下、内容についてご説明をさせていただきます。

議案第57号。一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するといものでございます。

次ページにまいります。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年標茶町条例第3号）の一部を次のように改正する。

これにつきましては、同条例の改定規定が変更になりましたので表現を読み替えるという内容でございます。

第8条の2の見出しを「(地域手当)」に改め、同条中「調整手当」を「地域手当」に改めるという内容でございます。

次のページです。

次に、給料表の改定でございます。

別表第1を次のように改める。

別表第1。行政職給料表の級別改定率を申し上げます。

改定率は5ページから7ページまで載っております。1級については改定はございません。2級から6級までの改定率は0.1%から0.47%の減額となっており、各級号俸中位から減額対象であり、号俸下位の若年層については改定がございません。行政職給料表では全体で平均0.23%の減額率で行政職給料表については、月額300円から最高2,000円の減額幅となっております。

次に8ページであります。

医療職給料表でございますが、冒頭ご説明いたしました医師の給料表については今日的な情勢から減額改定は行わないというふうになっております。

医療職第2のロ及びハを次のように改める。

ロ、医療職給料表（2）、医療技術職についてでございます。表については10ページまで載っております。

総体的に申し上げまして改定率については、行政職給料表の改定率と同じ趣旨で改定されてございます。最低200円から最高1,800円の減額幅というふうになってございます。

次にハの医療職給料表（3）、看護師でございます。表については、14ページまで記載

平成23年標茶町議会第5回臨時会会議録

をさせていただきます。

3表についても、同じく行政職の改定率と同じ趣旨で改定をさせていただきます。最低300円から最高1,900円の減額幅でございます。

15ページにまいります。

次に、平成23年12月1日付で行う経過措置に対する改正でございます。平成18年の給料表の構造改革8級から6級制に切り替わった部分でございます。

移管する際、給料が下がる職員に対して原級保障をさせていただきます。原級保障する職員についても今般の改正においては、引き下げが必要となるものでございます。その内容の改正でございます。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年標茶町条例第42号）の一部を次のように改正する。

減額対象職員の部分でございます。

附則第6条第1項第1号中「100分の99.59」を「100分の99.1」に改め、同項第2号中「100分の99.83」を「100分の99.34」に改めるというものでございます。

附則といたしまして、

(施行期日)

1 この条例は、平成23年12月1日から施行する。

(平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 平成23年12月に支給する期末手当の額は、改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第16条第2項から第5項まで、第20条第1項から第3項まで又は第5項若しくは附則第7項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

第1号であります。給料の減額調整分であります。

(1) 平成23年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員（給与条例第21条に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）以外の者、医療職給料表（1）の適用を受ける職員であるもの又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの（一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年標茶町条例第42号）附則第6条の規定の適用を受けない職員に限る。）からこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（同年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して規則で定めるものを除く。）にあつては、その減額改定対象職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち規則で定める日）において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び

平成23年標茶町議会第5回臨時会会議録

へき地手当の月額合計額に100分の0.37を乗じて得た額に、同月からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額というものであります。

次の表は、減額改定の対象外となる職員の給料表であります。

給料表、職務の級、号俸。

行政職給料表。1級、1号俸から93号俸まで。2級、1号俸から76号俸まで。3級、1号俸から60号俸まで。4級、1号俸から44号俸まで。5級、1号俸から36号俸まで。6級、1号俸から28号俸まで。医療職給料表（2）。1級、1号俸から85号俸まで。2級、1号俸から84号俸まで。3級、1号俸から68号俸まで。4級、1号俸から56号俸まで。5級、1号俸から40号俸まで。医療職給料表（3）。1級、1号俸から108号俸まで。2級、1号俸から92号俸まで。3級、1号俸から68号俸まで。4級、1号俸から56号俸まで。5級、1号俸から40号俸までとなっております。

次のページですが、第2号であります。6月手当での減額調整分であります。

（3）平成23年6月1日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して規則で定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額。

（委任）

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

以上で議案第57号の提案趣旨並びに内容説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） これより本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

1番・松下君。

○1番（松下哲也君） 三点についてご質問させていただきたいと思います。

今回の人事院勧告に基づいての一般職の給与改定ということに関してでございますけれども、職員の給料引き下げということにつきましては、役場職員におきましても組合というひとつの組織があるわけなんですけれども、その中で組合との話し合いは行われたのかということと、また、その結果どうであったかということについてお尋ねしたいと思っておりますし、また、何年続いて引き下げをしてきたかという事についての質問をさせていただきたいと思っております。

○議長（平川昌昭君） 総務課長・玉手君。

○総務課長（玉手美男君） お答えをしたいと思います。

人事院勧告が発しました時には、組合とは事務レベルまたは、団体交渉通じて今年3回

協議をしております。最終的に人事院勧告やむなしということで、ご理解をいただいているところでございます。引き下げの年数につきましては、過去、いま手元の資料では、平成11年から12年間のうち増額改定が4回、減額改定が6回、改定なしが3回、今年を含めて三年間は連続減額改定というふうになっております。その前の年については、勧告なしという状況であります。以上です。

○議長（平川昌昭君） 1番・松下君。

○1番（松下哲也君） 三年続いての減額改定ということでございますけれども、金額的にいくとどのくらいの改定になったかということなんですけれども、当然、地域経済に与える影響というのはかなりなものがあるのかなという気はするんですけれども、公務員の給与が民間のひとつの給与のベースになるという判断のもとからは、公務員の給与が引き下げになると当然、民間も引き下げるということではわが町におけるいろんなものに対する影響ははかり知れないものがあるだろうし、当然町の消費というものについてもかなりの影響を与えるというふうに考える訳なんですけど、そこら辺の認識についてはどのように感じておられるのか。

○議長（平川昌昭君） 総務課長・玉手君。

○総務課長（玉手美男君） 影響額の金額の話かと思えます。

今回の改定対象にあたる職員、総体266名中124名、比率にしまして46.6%の職員。これは、行政職、医療職、加えて総体でございます。実質、町職員がその表の改定のなかで減額の対象に実際になる人数は124名で、改定率にすると先ほどは人勧の0.23の話をしました。そして、総体的に0.37の話もしました。それで、標茶町はどうなんだという話になろうと思えますけれども、0.27%実質該当職員の減というふうになります。金額を申し上げますと年間を総じてであります。327万4,000円の減少であります。これに加えて、ご質問の中で町内に関する影響額につきましては昨年もお答えさせていただきましたが、町のほうでは数字的にはこれだけの金額がどういうふうなかたちでもって町内の消費に影響があるのかという部分については、調査する手段がないということでなんらかのかたちで影響はあるんだろうと思えますが、数字的にはつかめてないというのが現状でありますのでご理解を願いたいと思えます。

○副町長（森山 豊君） 基本的な事項に関してのご質問がありましたので、お答えしたいと思えます。

今回の人事院勧告の準拠ということにつきましてはご承知のことと思えますが、冒頭、総務課長からも説明いたしましたけれども、公務員の給与については民間準拠という部分が基本姿勢ということで変わりありません。ただ、本町においては人勧に変わる制度がございませんので、これまでも人勧に準拠して進めてきたということがございます。

そしてこれをなしとした場合には、給与の部分で交付税の算定が新に出てきますので、それらの影響も避けられない、そしてもう一つは、地方公務員の給与につきましては公表しなければならないということがございますので、そういう部分では住民の皆さんからご

理解いただけるか、交付税の関係も含めまして納税者の皆様のご理解をいただけるかという事は甚だ疑問な部分でありますし、職員についてもその部分では批判にさらされる可能性もあるのではないかというふうに思うところであります。また、先ほど民間に対する影響という部分でありますけれども、過去に商工会から人勸の削減時に影響出るからやめてくれというような要請が出たというように聞いたこともございます。ということは少なからず影響はあるかなというふうに思いますが、先ほど総務課長からお話ありましたように、具体的な数字としてはこの中ではつかんでおりませんので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

8番・館田君。

○8番（館田賢治君） 私の方から疑問な点を町長と副町長にお聞きをしたいなと思うんですが、今回の人勸の分のうちの職員の分でありますけれども、下げなくて世の中っていか全体的に通るような話であれば別なんですけど、先日行われました消防議会、お話を情報をお聞きをいたしました。何か4対4ぐらいになって議長裁決という事になったと、こういうお話も聞いたわけでありまして、この件についての組合との話し合いは行われたとこういう今お答えをいただいたんですが、この組合との話し合いがいただいた時に、組合からの推薦されている議員さん方がいるわけですから、お話を聞いてたらいるようです。そういうところには、連絡なんかはお話し合いの時にそちらの方にも話し合いつきましたよ、とかっていう、そういうようなテーブルっていうのはつかないものなのですか。私その辺ちょっとわからないものなんですけれども。組合とお話し合いができた、そういうふうになった場合、そういうところの組合がおさえてる範囲の中のそういうところに、この件についてはこういう話し合いがされたよ、というそういうそのきちっとした話し合いされたものの通知というか、そういうもののテーブルにのった時には、組合との話し合いはそこまでの話し合いは全然ないということなんですか。これまず一点です。

それからもう一点です、今年の4月から11月まで給与さかのぼるということでございますけれども、その辺期末手当で調整するという、これだいたい総額どのくらいになりますか。この二点だけちょっと教えて下さい。

○議長（平川昌昭君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えをいたします。

組合との折衝の関係だったというふうに思いますが、これにつきましては総務課長説明しましたように事務レベルで複数回、また、町長を先頭に団交含めて行ったところでありまして、事務レベルにつきましては事務調整、そして団交につきましてはあくまで職員と対等な立場で議論をさせていただくという場面であります。それらについては、集中して議論をさせていただいたところでありまして、その結果につきましてはそれぞれ団体と町との議論でありますので、結果がどのような形で周知されたかという部分については、

平成23年標茶町議会第5回臨時会会議録

当方としては承知はしてございませんのでご理解いただきたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 総務課長・玉手君。

○総務課長（玉手美男君） 4月から11月までの支給済の部分について、遡及をしないことの文言でいくと、遡及ではなくて返してくれという話ではなくて、今後支給する部分から調整するというので、言葉のほうは人勧のほうではそういう形を使っておりました。較差調整という部分の話だと思います。4から11、先ほど総額で327万4,000円っていいました。その内手当てを含めて4から11は、230万4,000円であります。先ほどの320万との差については、12月1日以降の来年3月までの給与に対して影響がある部分、これについて申し上げますと97万円あります。以上です。

○議長（平川昌昭君） 8番・館田君。

○8番（館田賢治君） 副町長言われたように、そういう話し合いしてそこまでは、後はそれぞれの考え方でどうなっているかわからないという、ただ私もそっちの方まるっきり素人なものですから、わからないものですから、とにかくこの人勧が仮にですよ、否決されるようなことがあったり、今回の東日本大震災の関係もあって、いろんな状況からいってもこれは職員の方も理解をかなりしてくれたんだなというふうに思うわけですが、ただ議会が、先ほど言ったような消防議会のようになって、日本一寒いのも標茶町だし、日本でなかった人勧の否決も標茶だなんていうことだけはしたくないなど、こう思ったものですから、そういう話し合いがいたら、組織は組織のほうからそれぞれのところに話し合いをしたご連絡がいつてるのかなと、こう思ったものですから聞いたんですけども、無いって言うそういう話し合いはテーブルではついてないと、こういう事ではないんですね。議会のほうまでの理解っていうのは。

○議長（平川昌昭君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えをいたします。

先ほども説明させていただきましたけれども、職員の皆さんとは本当に対等な立場で真摯に議論するというところを経たところでもあります。その中で職員の皆さんにつきましても、職員の皆さんも当然給料が下がるわけですから、さまざまなお考えがあると思います。当然あると思います。主張もあると思います。しかしその中で諸般の事情を勘案していただいて、深いご理解をいただいたというふうに私どもは判断しているわけでございます。その結果の部分の私どもから他に通知をすることはありません。あくまで組合さんと理事者との話し合いですので、その中で私どもは深いご理解をいただいたと思いますし、その先の部分につきましては私どもは知るすべがないという事でご理解をいただきたいと思います。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

12番・深見君。

○12番（深見 迪君） 三点ほど質問したいと思うんですが、一点目は先ほど減額対象年齢についておおざっぱに触れられましたけども、一点だけ、6の29から始まってますが何

平成23年標茶町議会第5回臨時会会議録

歳ぐらいになりますか。これが第一点です。

それから二つ目、特例法案に先ほどの説明で言及されましたが、そうすると標茶町は特例法案には対応しないという事によろしいでしょうか。

三点目、よく聞く話なんですけど、総務省の副大臣とか閣議決定とかでこの時期になると通知が来ると言うんですけども、適切な措置を講じてほしいとか、あるいは取り組まれるよう期待するとかっていう抽象的な言葉で通知が来たりするわけですが、もし標茶町が先ほど副町長の説明で人勸がないからっていう話だったんですけど、標茶町が独自に例えば人勸に準じないかたちで給与を決めるということについては、時々うわさ話で聞くんですけども、ペナルティーがあるんだとか、ないんだとかいう話を、僕はあり得ないといふふうに思っているんですけども、その辺はどうなんでしょう。三点です。

○議長（平川昌昭君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） 年齢の関係につきましては、後ほど総務課長から説明させていただきますが、一点目でありますけれども特例法案の関係、国が震災含めて7.8%の部分だというふうに思いますが、私どもは基本的にはこの人勸の部分とは切り離して考えてございまして、あれにつきましては震災に対する国の財源措置ということで考えてますので、それを今回の考えに引っ張ってる事はございません。あくまで先ほど申し上げましたが、民間準拠の姿勢でこれまでの人勸制度を準拠してきた同じ観点で今回は0.23の部分提案をさせていただいたという事でございますので、先ほどの特例法案の部分反映するという考えは持ってございません。

二点目ですが、総務省のお考えを文言を引用されてのことだと思っておりますが、町独自で給与制度の改定含めてやった場合どうかということでもありますけれども、先ほど質問でもお答えしたところですが、少なくとも地方の重要財源であります地方交付税の算定上、そこの中では給与費についてその人事院勧告の数字を持って算定されるということがございますので、そこの中で影響が出てくる、これをペナルティーとかどうかは疑問でありますけれども、少なくともそういう形での算定をされる、そうすると、その数字の中で乖離が出てくるということになると思います。これは人事院勧告以上に町が設定した場合にそこの中で出る分、それから入る分の中で乖離が出てくるという事でもあります。そうなりますと先ほど申しましたように、国がというよりは、これを公表された時に、住民の皆さんに対してご理解がいただけるかという事は、甚だ疑問でありますので、あくまでこういう部分では民間準拠の姿勢をとりながら進めていきたいというのが私どもの姿勢でありますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（平川昌昭君） 12番・深見君。

○12番（深見 迪君） ペナルティーの問題もっと端的に説明していただけませんか。たとえば交付税減額されるとか、そういう実態はあり得ないわけでしょう。どうなんですか。

○議長（平川昌昭君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

平成23年標茶町議会第5回臨時会会議録

その部分で交付税が減額されるというよりは、交付税の算定基準の中で給与費がありますので、その中でどうしても乖離が出てしまうということでもありますので、現実的には入ってくる部分が少なくなるということでございます。

○議長（平川昌昭君） 12番・深見君。

○12番（深見 迪君） さっきの年齢については、後から私が聞いて参考にしたいという事で進めてください。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

5番・林君。

○5番（林 博君） 今まで人事院勧告に従って減額してきたということについては、理解しなければならないのかなというふうに思っておりますけれども、先ほど副町長の方からも職員のほう等との話し合いをして理解をいただいたという答弁でございましたけれども、これ上からの指示といいますか、でございますので、納得せざるを得ない状況になってるんだなというふうに思うんです。前も私お話ししたことあると思うんですけれども、ちょっと深見議員と重なるところあるかなと思うんですけれども、これ町長の方から、理事者側から町の財政が厳しい状況の中で職員にも是非理解していただきたいということであれば、職員も納得して減額については応じるのかなと思うんですけれども、そういった状況にない中で大変町民の理解を得ながら、また、職員も努力しながら町の財政については大変努力しているというふうに私も思ってますけれども、そんな状況の中でもそういった上からの指示の中で減額しなければならないっていうとこなんだろうなと思っております。今回高くとも約2,000円ほどぐらいという中で、減額される金額はね。減額されるということに対しての意識というのは、大分違うと思うんです。金額これ少ないですけど、1,000円でも上がるっていうのと、1,000円でも下がるという意識の違いがあるのかなというふうに思うんですけれども、その辺職員の士気というものが下がるんでないのかなと思うんですけれども、その辺の考え方どういうふうにして考えられておられるのかという点と、今回に応じて先ほど経済情勢という話もありましたけれども、それははかり知れないものがあるのかなと思いますけれども、実質的な問題として給与費が下がるということなのか、町の財政として。ただし、その反面いっしょに税収も下がるということになってくるのかなと思いますし、先ほど深見議員の説明の中でわかりにくいところあったんですけども、今回給与が実際下がります。と言ったとき、交付金もいっしょに若干でもいいから下がってくるのかどうか、トータル的に考えた時に、町としてぎくばらんプラスになるのか、マイナスになるのか、その辺をどういうふうに捉えているのかお伺いしたい。

○議長（平川昌昭君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） 何点かに渡るご質問でありましたが、お答えしたいと思います。

一点目、職員との話し合いという部分で上から命令されたのではないかと、いうようなご質問だったんですが、先ほど館田議員のお話の中にありましたけれども、職員組合と町理事者との話し合いの場ではあくまで対等であります。それは、双方尊厳を持ちながらき

ちんと主張をぶつけていくということでもありますので、一方的な話をその場でできるということではないですし、私どもそのように職員の代表の方については、敬意を表しながら真摯に議論してきたということでもありますので、そのようなことはないというふうにご理解をいただきたいというふうに思っております。

それから、町財政の部分ということでもありますけれども、あくまで今回の部分につきましては、先ほど申し上げましたが公務員の給与、民間準拠ということでもありますので、それに準じて行ってるということでもあります。この部分が昨年、繰り返になるかもしれませんが、たとえばこれをしない場合、まずは住民の皆さんにご理解いただけるかということが主眼でありますし、それを職員の皆さんも感じながら英断をしていただいたというふうに思っているところであります。それについては、非常に私どもとしても敬意を表するところでもありますし、それを尊重したというふうに思っています。

それから、給与については下がらない方がいいんじゃないかということでもあります。これは皆さん、そう思うと思います。ただ、先ほど総務課長が説明しましたが、この12年間の中で人勧に基づいて下がった部分もあります、据え置いた部分もあります、けれど上がった部分もあります。それについては、その部分について準拠しているということでもありますので、その辺についてもご理解をいただきたいと思っておりますし、職員については極めて勤勉、そして優秀な職員がおります。単面ではなくて広い面を見ながらご理解いただき、執務そしてそれぞれの分を進めているというふうに思っております。その中では、私どもとしてはその単面だけの士気が下がるというふうには考えてはございません。

それと税収が下がって、交付金含めて町の財政どうなんだということでもありますけれども、間違いなく今年についてはもうすでに7月31日の算定を持っておりますので、一般的にはそこで算定されることはないと思いますが、ただ、このご時世ですので、どういう形になるのかわかりません。次年度以降の交付税の算定の中では、間違いなく給与費のところその人勧の数値をもってきますので、それが総体的に下がるというふうになれば、一般的に考えれば下がってくるというふうに考えているところでございます。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

総務課長・玉手君。

○総務課長（玉手美男君） 先ほどの深見議員の質問にお答えをしたいと思います。

減額の対象になる6級29号俸の職員の年齢ということでもあります。国の給料表を圧縮して町村では給料表を作ってます。10級制のところをいま6級制にするという形でありますから、実はこの6級自体は我々管理職の部分で、5級は課長補佐職、4級までは主任、係長職ということで別れておりますので、6級29号俸について強いて言うとな課長さんがいるのは実は50歳以上、最低50歳なわけです。そうすると6級56号俸のところに行くところが最低でありますから、国の中でいくとこの6級29号の職員の主任クラスですとか、主査クラスで下がる方はここにはまってくる。うちをそこで想定すると課長にこの年代の人をしなければいけないと、なった時にはあれですけども。それは大変な問題なんでここ

で話しをするということにはならないかと思しますので。うちには今こういう人はいないと、国の給料表の基に作っているの、こういう形になっているということでご理解していただきたいと思います。

○議長（平川昌昭君） ほかににご質疑ございませんか。

9番・鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） 2点ほど伺いと思いますが、本町は人勸に従いながらも民間給与の姿勢を貫いていくという、そのように先ほどからずっと副町長のご答弁がございました。

それで、本町の企業体の中には私どもの自治体に準じている給与支給者っていいですか、企業者があるかと思いますが、それらをどのように押さえているのかまず伺っておきたいと思いますし、もう一点、さらに民間に準じてとなれば当然、さらに自治体なり人勸が勧告されれば民間もどんどん、どんどん下がるというのがいままでの状況でありました。本町の経済状況もそうなんです、最賃も守られてないという状況にもおかれております。そういう意味からしますと、この自治体の削減によってさらに本町の民間への影響が懸念されますが、その辺をどのように捉えているのか伺っておきたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 総務課長・玉手君。

○総務課長（玉手美男君） 人事院勧告制度については議員ご案内のとおり、全国の1万500社の給料体系をベースにして個人別給与の実態調査をした結果の数字であります。これに加え従前やりました調整手当等でありましたけれども、地域級という形でもって東京を1級、札幌4級という形でもって、そこで各較差を地域に較差をつけてきたというのがこの給料体系を改定、大きな改定をしてきた部分の一つだろうというふうに考えております。全国的に地域手当の部分についてははずすと給料ベースにすると、先ほど言った50人以上いる従業員数の1万500社を対象にして比較するとこういう数字になったということの人勸の報告でありますので、人事委員会をもたない本町としては国の人勸制度を踏襲せざるを得ないという状況にあります。町内の業者については冒頭説明をさせていただきましたけれども、町内の業者総数の数値、金額等については手元の資料では調査していただくので、その比較についてはちょっとなんとも今の時点では報告できない状況でございます。ご理解をいただきたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えをいたします。

地方公務員の給与の部分については、これまでの経過、実態を含めて進めていかなければならないということで、基本的な部分については先ほどご説明したところでありますし、実態等につきましては今総務課長が話したところであります。ただ民間の部分でどれだけ町の給与を正しく準拠しているかという部分については、数字的にはつかんでございませんけれども、ただ少なくとも民間の部分でいけばその会社の運営上、それから地域の中での給与制度というふうになっていると思いますし、そういう部分では景気の底上げ含めて町は別の形で進めていかなければならないというふうに思っているところであります。

また、最賃の関係でありますけれども、これについては最賃はまた別の法で定められている部分ですので、これについては、それを遵守していただきたいと願うところでありまして、それらのピーアールにつきましても商工労働の業務の中でも進めてきているところでもありますのでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（平川昌昭君） 9番・鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） 副町長から今別の形で底上げを考えていきたいと、もちろんそのことは当然ですが、今の状況として町として民間に対して心配しているとか、この声に関して影響があるんでないかと私は思っておりますから、本町の企業体にです。ですからその辺をどのように認識されているのかっていうことを伺っております。

○副町長（森山 豊君） お答えをいたします。

地域経済に関する部分、それは当然給与が下がっていくわけですからそのところでは多少の影響はあると、過去の経過含めて出てるかなというふうに思います。ただ、企業体については、少なくとも民間の事業の中でそれぞれ事業の成果があればそれなりに給料体系にいつも反映されるものだと思っておりますし、経済的に冷え込めばなるというふうに思っております。ただ、私ども地方公務員の給与が直結するという部分では、正確なところこれはわからないところでもありますけれども、基本的には町内の経済が冷え込まない形でいくことが最大の私どもの努力でないのかなというふうに思っておりますので、そういう形で捉えているところでございます。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

11番・熊谷君。

○11番（熊谷善行君） 鈴木議員と関連するんですが、私は民間に準拠するというところで先ほど総務課長のほうから東京は1級で札幌は4級とありましたけれども、どのレベルをうちの町村は給与基準のレベルとなっているのかそこを教えてくださいませんか。たとえば東京も札幌も違いますよね。釧路だって札幌と見たらかなり違うと思うのです。どのレベルの民間の給与基準となっているのか教えてくださいませんか。

○議長（平川昌昭君） 総務課長・玉手君。

○総務課長（玉手美男君） 先ほど申し上げた地域手当の話かと思うのですが、給料そのものは15万以上の都市については人事委員会を設けておりますし、都道府県についても人事委員会がありますので、そこはそれぞれ都道府県別に調査をして行いますし、国は国で国の人事院をもとにして給料調査をします。先ほど申し上げたのは、地域手当という手当の級を一般的に東京を最高の位置づけとして18パーセント加えて給料にベタ付けをすると、大阪、名古屋がありますけれどもそれらが2級、3級のところに入ってきて、4級までありますけれどもそれは北海道の札幌市だけだということになっていますから、帯広、釧路、旭川については地域級についての貼り付けについては実はないのです。ですから標茶についてもその部分については、人事院の給料ベースだけが支給の対象、給与の対象というふうになっておりますので、地域のその差についてはその部分でありますし、

人事委員会はそれぞれが動いてますから、先ほど言った1万500社の部分について今うちの方が人勸を元にして提案している部分であります。北海道は北海道でやってますし、札幌市は札幌市で実はやってますので、近い数字では0.26ですとか0.29とかという近い数字は出ておりますけれども、それぞれ実施されております。

○議長（平川昌昭君） 11番・熊谷君。

○11番（熊谷善行君） 人勸の1万500社を対象としたその基準によってやっているということですね。はい、わかりました。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「議長」と言う声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論がありますので、最初に、原案に反対者の発言を許します。

12番・深見君。

○12番（深見 迪君）（登壇） 私は、「議案第57号職員の給与に関する条例の一部改正に関する条例の制定について」に反対し、討論を行います。

東日本大震災で私たちが目にしたように、住民の命と暮らし、安全を守る自治体職員の責務は大変重いものがあります。今回の大震災で若い女性自治体職員が、自らの命をかけて最後まで住民に避難を呼びかけた姿を私は忘れることができません。今回の大震災の自治体職員、消防職員、或いは消防団員、警察官や自衛隊の方々の、文字通り住民の命と安全を守る活躍によって救われた数多くの人命があります。救助された住民は、「彼らのおかげで今がある」と一様に感謝しています。私は、今回の震災で最大の防災は地域の力、人の力だと学びました。

あの震災から8ヵ月後の今、住民サービスを仕事にしている職員の給与を機械的に削減するなどということは考えられません。今回の削減が実施されれば過去8年間で5回もの給与削減を行うこととなります。自治体職員の体力を奪うことは、住民サービスの低下にもつながりかねないと私は考えます。

政府は、地方分権を言いながら「地方公務員の給与改定については適切な措置を講ずることを期待する」などと通達を出し、不当に地方自治に介入しています。人事院勧告に準じてと言われますが、そもそも人事院勧告は、自治体当局ないし議会に実施義務を負わせていません。また、引き下げ分について先ほど遡及しないと説明がありましたが、形を変えただけで実際は遡及ということになると私は思います。4月以降の支給済み給与を調整と称して差し引くことは、不利益、不遡及の原則に反するものであります。この原則は、労働条件の切り下げなどの不利益は過去に遡って適用してはならないというものであり、

平成23年標茶町議会第5回臨時会会議録

一度払った給与を払いすぎていたから払い戻せということがまかり通ることになり到底認めることはできません。

さらには、この長年にわたって続いてきた月例給の引き下げが、厳しい地域経済をさらに冷え込ませる要因となることは明らかであります。

よって、本議案には同意できないことを表明します。議員各位の賢明なるご判断を心からお願いし私の反対討論を終わります。

以上であります。

○議長（平川昌昭君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論、ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（平川昌昭君） 起立多数であります。

よって、議案第57号は、原案可決されました。

◎議案第58号

○議長（平川昌昭君） 日程第6。議案第58号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君）（登壇） 議案第58号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案は、平成23年9月30日の人事院勧告に伴う一般職の給与改定に準じまして、へき地保育所職員の給与についても所要の改定をするものであります。

以下、内容について説明いたします。

議案第58号。へき地保育所職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

へき地保育所職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

次ページへまいります。

へき地保育所職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

へき地保育所職員の給与に関する条例（昭和44年標茶町条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

今回の改定号俸は、号俸でいいますと141号俸から193号俸までで、平均0.09パーセントから0.48パーセントの引き下げであります。

平成23年標茶町議会第5回臨時会会議録

なお、別表の説明につきましては、省略させていただきます。

21ページへまいります。

附則。

(施行期日)

1 この条例は、平成23年12月1日から施行する。

(平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 平成23年12月に支給する期末手当の額は、第6条の規定にかかわらずこの規定により算定される期末手当の額(以下「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成23年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される給料表の号俸が140号俸までの職員以外の職員(以下「減額改定対象職員」という。))となった者にあつては、その減額改定対象職員となった日)において減額改定対象職員が受けるべき給料、扶養手当、住居手当の月額合計額に100分の0.37を乗じて得た額に、同月からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の規則で定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して一般職の職員の給与に関する規則(平成10年標茶町規則第51号)で定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

(2) 平成23年6月1日において減額改定対象職員であった者(任用の事情を考慮して規則で定める者を除く。)に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額。

附則2項の内容につきましては、議案第57号の附則の内容と同じ趣旨でありますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第58号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長(平川昌昭君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

8番・館田君。

○8番(館田賢治君) 一点だけお聞きをしておきたいと思います。

今回このへき地保育所の職員の関係なんですけど、町の財源対象者は何人になるわけでしょうか。そして、非常勤ということですから、また別の機会にそちらの話をさせていただきますけれど、とりあえず何人の対象になるのでしょうか。

○議長(平川昌昭君) 住民課長・妹尾君。

○住民課長(妹尾昌之君) 現在保育所、へき地保育所職員の給与に関する条例に基づい

平成23年標茶町議会第5回臨時会会議録

て給与を支給している非常勤職員の人数は10名でございます。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論はないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議がありますので、本案は、起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（平川昌昭君） 起立多数であります。

よって、議案第58号は、原案可決されました。

◎閉議の宣告

○議長（平川昌昭君） 以上をもって、本臨時会に付議された事件の議事は、全部終了いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（平川昌昭君） 以上で、平成23年標茶町議会第5回臨時会を閉会いたします。

（午前11時11分閉会）

平成23年標茶町議会第5回臨時会会議録

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 平 川 昌 昭

署名議員 13番 川 村 多美男

署名議員 1番 松 下 哲 也

署名議員 2番 長 尾 式 宮